

# 検査制度の見直しに関するワーキング グループ 第29回会合議事録

令和元年10月2日（水）

原子力規制庁

（注：この議事録の発言内容については、発言者のチェックを受けたものではありません。）

## 検査制度の見直しに関するワーキンググループ第29回合 議事録

1. 日 時：令和元年10月2日（水）14:30～16:08

2. 場 所：原子力規制委員会 13階会議室D, E

### 3. 出席者

#### (1) 原子力規制庁職員

金子 修一	長官官房審議官
古金谷 敏之	原子力規制部 検査監督総括課長
平野 雅司	国際室 地域連携推進官
門野 利之	安全規制管理官（核燃料施設等監視担当）
杉本 孝信	安全規制管理官（専門検査担当）
渡邊 健一	検査監督総括課 課長補佐
伊藤 信哉	検査監督総括課 課長補佐
高橋 昌行	検査監督総括課 課長補佐
布田 洋史	検査監督総括課 検査評価室長
滝吉 幸嗣	検査監督総括課 検査評価室 室長補佐
片岸 信一	実用炉監視部門 主任原子力専門検査官
熊谷 直樹	核燃料施設等監視部門 統括監視指導官
高須 洋司	専門検査部門 統括監視指導官
村尾 周仁	専門検査部門 企画調査官
澤田 敦夫	専門検査部門 原子力規制制度研究官
黒木 誠	核セキュリティ部門 国際核セキュリティ専門官
奥 博貴	核セキュリティ部門 管理官補佐

#### (2) 外部専門家

示野 哲男	原子力エネルギー協議会 事務局長
山中 康慎	原子力エネルギー協議会 部長
河村 篤志	原子力エネルギー協議会 副部長
宮道 秀樹	原子力エネルギー協議会 副長
星川 茂則	東京電力ホールディングス株式会社 原子力運営管理部 保安管理グループマネージャー
澤田 勇仁	東京電力ホールディングス株式会社 原子力運営管理部

	防災安全グループ	課長
爾見 豊	関西電力株式会社	原子力事業本部 部長
横尾 智之	日本原燃株式会社	安全・品質本部 部長
黒石 武	原子燃料工業株式会社	熊取事業所 環境安全部安全管理グループ長
小井 衛	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	安全・核セキュリティ統括部 次長
山田 博之	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	安全・核セキュリティ統括部 核セキュリティ・保障措置課
内山 孝文	東京都市大学	原子力研究所 原子炉主務者・原子炉施設管理室長代理
杉山 亘	近畿大学	原子力研究所 原子炉主任技術者代行者

#### 4. 議 事

- (1) 原子力規制検査試運用フェーズ2の実施状況とフェーズ3実施の概要について
- (2) 原子力規制検査(核物質防護)の導入に係る検討について
- (3) その他

#### 5. 配付資料

- 資料1-1 新検査制度の試運用フェーズ2にて抽出された課題について
- 資料1-2 模擬安全重要度・対応措置評価会合(SERP)と模擬意見聴取会の実施状況と今後の計画について
- 資料1-3 新検査制度の試運用フェーズ3の実施について
- 資料2-1 原子力規制検査(核物質防護)の導入に係る検討について
- 資料2-2 「原子力規制検査における個別事項の重要度評価プロセスに関するガイド(核物質防護用)」に対する事業者意見について(原子力エネルギー協議会資料)
- 資料3-1 検査ガイド試運用版
- 資料3-2 原子力規制検査における個別事項の重要度評価プロセスに関するガイド(核物質防護用)

#### < 机上参考資料 >

- 参考1 3条改正後の「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」  
(<https://www.nsr.go.jp/data/000187175.pdf>)

参考2 第31回原子力規制委員会資料3「新たな検査制度(原子力規制検査)の実施に向けた法令類の整備(第二段階)及び意見募集の実施について」

(<https://www.nsr.go.jp/data/000284795.pdf>)

○金子長官官房審議官 原子力規制庁、審議官の金子でございます。

時間になりましたので、第29回検査制度の見直しに関するワーキンググループを開催させていただきます。

いつもと同様に、今回も、規制庁の職員のみならず、事業者の方々にも御参画をいただいて議論を進めたいと思います。よろしくお願いいたします。

今日は、ちょうど10月に入った直後でございますけれども、試運用のフェーズ2からフェーズ3に切りかわるところということもございますので、議事といたしましては、議事次第にありますように、試運用フェーズ2の実施状況、振り返りをさせていただく部分と、それを踏まえて、フェーズ3に向かってどういうことを重点的にやっていったらいいのかということについて、事務局から御紹介をさせていただき、また皆さんと改善の取組などについて御議論させていただければと思います。また、その後に、核物質防護の関連の原子力規制検査の導入に係る準備状況についても御紹介をさせていただき、御議論をさせていただければと思います。

まず、議題の1番目の試運用の実施状況、それから今後の取組について、事務局のほうから御説明いたします。

○古金谷検査監督総括課長 検査監督総括課長、古金谷でございます。

では、資料1-1～1-3、フェーズ2の実施状況、これは1-1と1-2と。1-2は、特に模擬SERPの関係でございますけれども、重要度決定のところについて別の資料で御説明して、これを踏まえて、資料1-3でございますけれども、フェーズ3の実施計画、実施の方針について御説明をしたいと思います。

では、まず資料1-1でございますけれども、こちらのほうを御覧いただいて、ページを1枚めくっていただきまして、通しのページで言うと3ページということになりますけれども、フェーズ2の概要ということで10項目ほど示してございます。一番大きな項目としては、上の二つぐらいということかと思えます。まずは検査官、事務所の検査官の日常検査というものもしっかりやっということ。これはほとんどの検査ガイドを網羅する形、サンプル数は少なめということでしたけれども、一通りそれぞれやっているということがございました。あわせて、そこで出てきた指摘事項、あるいは過去の事例、そういうものを使ってスクリーニング、それから重要度評価をしていくということをトライしたということでございます。特にモデルプラントとしてございます大飯、柏崎につきましては、チーム検査を行うということと、そのチーム検査も含めて最終的な総合評定も行うということを考え、フェーズ2でやるということにしておりました。あと、さまざまな手続、会議体等

々についての整理、フェーズ2でのトライアル、それから法定確認行為等の整理、使用前事業者検査における工場の立ち会い、それから、全体の検査制度のフローの中で、何か問題があったときに追加的に行います追加検査というものをどうしていくかというところ、それから、そもそもSDP、ROPの制度をさまざまな施設に適用するということでのグレーデッドアプローチの考え方というものを整理するというようなこともフェーズ2で行いました。

これらについて、どういった結果かということについては、次のページ以降、御紹介しております。

2ページ目でございます。資料1-1の2ページ目でございますけれども、まず、定量的な実績というところで、日常検査、チーム検査、それぞれ書いてございますけれども、発電炉のほうは、日常検査、チーム検査とも、ほぼ100%、所定のサンプルを実施することができたということでございます。指摘事項としては、残念ながら今のところ0件。候補的なもので、継続して事業者と議論しているものが何件かございますけれども、現在、指摘事項として特定できたものというものでは、0というところでございます。核燃料施設のほうについても、日常検査については、ほぼ100%、所定のサンプルの検査をこなすことができたということでございます。チーム検査は、少し実用炉と違って、モデルプラントというものもありませんでしたので、できるところからということでやりましたけれども、7割程度できたというふうに考えてございます。指摘事項については、これは最近の六ヶ所での案件でございますけれども、1件ございまして、これをこちらのほうにもまとめていきたいなというふうに考えております。こういったフェーズ2での成果でございましたので、フェーズ3以降は、もう少しサンプル数を増やして、本格運用に近い形で事務所の検査をやっていくということが可能になるかと思えますし、あわせて、習熟したことによって、より深く経験を積んだことによって、深く検査ができるようになるということで、クオリティの高い検査が可能になるのではないかと考えております。

次のページでございますけれども、先ほどの10項目、それぞれについて簡単に御説明したいと思えます。

まず、事務所での検査というところでございます。これにつきましては、最初のところにございますように、保安検査と一体となってやるという方針でやりまして、全期間を通して保安検査、一応、この試運用というものを切れ目なく実施できたというところがございます。次のところを書いてございますけれども、ちょっと問題としては、ガイドに記載されているものを、これを全てやらなければいけないのではないかとというようなところで、幾つかの事務所では相当時間を要したと。各検査ガイドに目安となる時間を書いてはいるんですけれども、それを大幅に超えるような形での検査になってしまったというところも少しございました。こういったところは、フェーズ3で、こういったガイドに書いてあるものがチェックリスト的に全てを網羅するというものではないと、参考的な性格のものであるということについて、さらに我々の検査官の中での認識を深めていきたいと思えますし、事業者で実際に検査を担当される方々にも、そういった点を理解していただいくとい

うことが必要かと思っております。あと、コミュニケーションのところでは、こちらの質問の仕方が少し曖昧であったり、あるいは我々が期待していたものが回答として来なかったりということで、何回かそういったところでの我々の思いと事業者のほうで用意してもらった回答とでうまく内容が合致していないというものもございましたので、これについては、試運用フェーズ3の中で引き続き改善していく必要があるかというふうに考えております。

次のページでございませけれども、二つ目の点、スクリーニング、それからSDPの実施というところでございます。この関係では、こちらにも書いておりますように、過去の事例というものを主に使って、我々の中での勉強会、あるいはここに書いております模擬安全重要度対応措置評価会合、模擬SERPというふうに呼んでおりますけれども、こういったものも中でやりまして、模擬RCということで、事業者の方との仮評価についての意見交換というものも一度させていただきました。ただ、SDPについては、今のところ「白」以上のものがないと。具体的な指摘事項として挙がっていないということで、次の資料でも御紹介しますけれども、過去の事例を6件ほど使ってやっているというところが実態でございます。

(3)の総合的な評定というところにつきましてですが、これについては、9月まででチーム検査が一通り終わったというところでございますので、今月中ぐらいを目処に総合的な評定、特に大飯をケースにしてやっていきたいなというふうに考えております。

(4)定検の報告手続というところの模擬でございます。これは大飯の3、4号機でちょうど定検のタイミングであったということもありますので、多少、スケジュールとしては前後しておりますけれども、7月に終了時、3号機の関係でやりましたし、4号機の関係では定検に入ったところということで、解列1カ月前と起動3日前というものを、この6カ月間の中でやらせていただきまして、プロセスについては、ある程度確認できたかなというふうに考えております。

7ページ目、通しの7ページ目でございますけれども、各種会議体、これは事務所のほうで締めくくり会議、終了会議ということで、四半期ごとに行いましたけれども、そこでどういった気づきがあったのか、あるいは指摘事項があったのかということについて、事業者の方と情報共有するということが主眼のものでございますけれども、これについては、プロセスということでの確認はできたということでございませけれども、指摘事項はほとんどなかったということもありますので、指摘事項未満の気づきのところを少し意見交換するというような形になってございました。こういった点、こういった機会は、非常に制度自体の見直しをしていくということでも有効かと思っておりますので、そういう情報収集も可能となるような運用も、今後、我々としては検討していきたいなというふうに思っております。

それから、法定確認行為等の整理ということでございませけれども、こちら法定確認行為の確認の中に、規制検査での結果というものをを用いて確認行為を最終的にしようというところでございますけれども、本件については、実際、実績としてできたところは、ここに書いております伊方、島根、美浜ということで、件数としては少ないということもあり

ましたので、こういったところでは一定のOJTができたかなと思いますけれども、これについては、引き続き、いろんな機会を捉えてやっていきたいというふうに考えております。

次のページ、8ページ目でございます。

(7) 工場立ち会いでございます。これは溶接に関して「使用前事業者検査」というものを工場立ち会いということで行いました。現場へのアクセス等々については、特に問題はなかったというふうに思っております。ただ、一部、ちょっとコミュニケーションの点で課題があったかなというところはございますので、この点については、引き続き事業者の皆様、あるいは工場でするので協力会社、あるいは委託契約をしているメーカー等々とも理解を深めていくというところが必要かと思っております。

それから、(8) 番目でございますけれども、アクションマトリックスを使った追加検査の計画、これは今のところまでできていないというところが正直なところでございます。具体的な指摘事項で、「白」以上にあるものがなかったというところがございますので、少しフェーズ3では、模擬的なものになるかと思っておりますけれども、過去の事例を用いたものはできないかというところについては検討していきたいと思っております。

それから、グレーデッドアプローチの検討というところにつきましては、検査ガイドに沿って行う検査のサンプル数につきましては、フェーズ2でも長期停止あるいは廃止措置段階ということで、少し運転中のものと差をつけて行うというようなことで運用を行いましたので、こういった考え方を引き続きやっていくのかなというふうに思っております。核燃料施設については、フェーズ2でもある程度サンプル数等々やっておりますけれども、QMSの確認内容にも今後差をつけて、グレーデッドアプローチを意識した検査の深さというものをやっていきたいと思っております。

最後、9ページ目でございますけれども、フェーズ1の実績を踏まえたサンプル数ということでございます。これはほぼ全ての事務所のほうでフェーズ2のサンプル数をこなすことができたということですので、今後は本格運用に近いサンプル数でやっていきたいというふうに思っております。

あと、その他ということで、今回の試運用の中でも出てきた話でございますけれども、新規制基準適合前の施設というものについては、どこまで何を見ていくのかということについては課題があったかと思っております。例えば保安規定の中でも、検査ガイドではここまで求めて検査をするということになっているけれども、それは新規制基準適合したものを念頭に置いたガイドの書きぶりになっていて、その部分については、自主設備でしかまだないとか、そういったものがございましたので、そういった点をどのように検査の中で実践していくかというところは課題かというふうに考えております。

以上が資料1-1の説明でございます。続いて10ページ目以降、通しで10ページ目以降ですけれども、資料1-2、模擬で行いました安全重要度・対応措置評価会合と、模擬で行いました意見聴取会について、御報告をしたいと思います。

これは先ほどの資料にも書いておりましたけれども、フェーズ2で安全重要度評価をやっ

ていくということがありましたので、具体的には緑を超える可能性がある指摘事項については、本庁のほうで安全重要度評価というのを所定の手続に基づいてやると。その中で、まだPRAのモデルが我々として使うということにはなっておりませんので、定性的な評価も使って、具体的な重要度の評価を行うということとして行いました。三つ目の矢羽に書いておりますけれども、実際に指摘事項が試運用の中ではありませんでしたので、過去の保安規定違反、あるいは法令報告といったようなトラブル事例、6件を例として挙げて、模擬でSERPを行って重要度評価を決定したということでございます。このうちの2件につきましては、模擬の意見聴取会ということで、事業者のほうからも、我々の判定結果についての意見を聞いたということも行っております。残りの4件については、今後やっていきたいと考えております。

次のページでございますが、具体的な6件について記載をしております。詳細は省略したいと思っておりますけれども、このうちの1件目と2件目、関西電力の美浜3号機の件、それから北海道電力泊1号機の件、これにつきましては、先ほど申しあげました意見聴取会というものも行って、事業者からも意見を聴取したということでございますが、この際には、我々が判定した「緑」、「白」という結果について、特に異論はなかったということでございます。今後、第3回以降の4件について、模擬意見聴取会というものもやっていきたいというふうに考えております。

次のページでございます。これが模擬意見聴取会の実施結果ということでございますけれども、今申しあげました美浜の件と泊の件について、模擬意見聴取会を実施したということでございます。基本的に我々の評価に対しては異論がなかったということでございますけれども、一方で、定性評価の考え方をういたSDPについて、少し課題があるということでの御意見があったということでございます。具体的には、ここにあります劣化状態の継続時間の考え方、あるいは指摘事項の特定者が事業者である場合の取り扱いといったところについて、コメントがあったということでございます。

通しの14ページ目でございますけれども、フェーズ2の振り返りということになりますけれども、評価プロセスについては、ここに書いてございますように、過去の事例というものを題材として、事象の概要、それから初期のスクリーニングで行いますパフォーマンス欠陥の有無、あるいは「緑」以上になるかどうかというようなところを判断するというところの根拠、それから詳細リスクの評価というもののフロー、その評価結果というものについて議論して、結論に至ったということ、それに必要な情報というものは、ほぼこれで提供することができたのではないかなと思います。一方で、模擬意見聴取会というところでは、特にこの意見聴取会は、そもそもやはり我々の判定に異論がある際に行うというものでございますので、これまでに行った2件については異論がなかったということで、本来の目的である意見聴取会というものが実施できなかったということですので、これは今後残りの4件で、こういった議論ができればなというふうに考えております。

安全重要度評価につきましては、PRAのモデルがまだないと、使えるものがないと、今、



検討しているという段階でございますので、定性的な評価基準を用いてやりましたけれども、この六つの経験から、今のところ特に大きく問題があると、詳細についてはいろいろチューンナップ、あるいは具体的な考え方を適用する際の考え方の整理というところで、もう少し、我々の中でも練度を上げていく必要があるかと思っておりますけれども、大きな問題はなかったというふうに考えております。

意見聴取会でのコメントというのは、こちらにありますように、劣化状態の継続時間、あるいは安全確保の状態というところについて、もう少し、しっかりとした考え方を整理する必要があるのかなというふうに考えておりますけれども、ここは引き続き経験を積んでいきたいというふうに考えております。

じゃあ、とりあえずフェーズ2の状況について今御説明しましたので、ここで一旦説明を打ち切らせてもらいます。

○金子長官官房審議官 事務局のほうで御説明いただきましたけれども、相対でいろいろ御経験をさせていただいた事業者の皆さんもそうですし、実際にいろんな作業に参画をしている事務局側のメンバーもそうですけど、ここを強調しておきたいとか、あるいはこういうこともあったとか、こういうことについてはもっと考えてほしいとか、何でも結構ですけども、もし、お気づきの点、ここにあったことでも結構ですので、御発言があればお願いいたします。

どうぞ、お願いします。

○爾見関西電力原子力事業本部部長 関西電力の爾見です。

SERPに関してです。事業者の重要度の色に関して意見がなかった。ここはこれで結構なんです。意見なんですけど、これってSDPなんですけども、SDPの透明性というのはかなり大事だと思っていて、今回の白の事象、泊の白の事象というのは、設備が異なる。AとBのD/Gなので、物自身は違ふと。発生時期も2か月ぐらいずれていると。という二つの事象を重ね合わせて色判定をしています。これは基本的にはROPの考え方と違うと思うんです。非常に近い場合には1件に扱うことはあり得るので、私、間違っているとは思わないんですけども、大事なのは、透明性を持たせる上で、どういう場合には1件として扱うのか。例えば1年ずれていましたと。でも、ちょっと重なっていました。そのときに、その2件は1件として扱って、2台D/Gが故障していたと評価していいのかどうか。という、どこら辺にスレッシュホールドを引くのかということが共有できるようにしていただくと、透明性が増すと思います。

これが一つで、もう一つは美浜の事象で、これは「緑」で、多分「緑」でいいんだと思いますけども、これは非常に長期停止していた使用済燃料プールの水の冷却機能がごく短時間喪失した場合で、温度もほとんど変化しないですし、ここのコーナーストーンの目標は、多分、燃料被覆管の健全性という、バリア機能に影響を与えたかどうかなんですけども、多分、普通の技術的な感覚だと、全く与えていないと思うんですけど、それをマイナーとしないというのは、グレーなところなんですけども、それよりも重いものを全

て「緑」にするというのは、また若干問題がある気がしていて、できれば、こういうものがいろんなマイナーの基準になっていくので、今後、どういうときにマイナーなのかの例として、ちょっと軽いかなどという感じがしています。その辺は裁量の範囲だと思うんですけども、もうちょっと明確になるといいなと思っています。

意見は二つです。

○古金谷検査監督総括課長 検査監督総括課長、古金谷でございます。

御指摘の点は、いろんなケースが考えられるので、その都度その都度というのはあると思うんですけども、例えば泊の1号機の場合に、具体的な日数は忘れちゃったけれども、1か月半ぐらいは両方機能が喪失していたと。それは、それぞれ数えるというのは、CDFの計算としては両方一緒に機能喪失したということで計算するのが妥当だというふうに思うんですけども、そうした場合に、それを別々に評価するというのが果たして適切なのかなと。今、爾見さんがおっしゃったように、1日だったというときには、別々にというのはあるかもしれないし、ただ、1日でも機能喪失が二つしていたということであれば、D/G、A・B両方が機能喪失していたというふうに1日をカウントするというのは、考え方としてあるのかなと思います。

美浜の件は、逆に今おっしゃるんだったら、模擬RCで御指摘いただきましたかったなというところもあります。おっしゃるところは理解できます。かなり私自身もマイナーにするか「緑」にするかというところはあるかと思っていますので、そこはいろんな事例を積み重ねていく中で、理解を事業者との間で深めていければなと思っています。ありがとうございます。

○爾見関西電力原子力事業本部部長 美浜のほうは、私、別にどっちでもいいんだと思うんです。「緑」でもマイナーでもいいんだとは思いますが、そういうので迷うので、順番に決めていかないといけないねという意味で言っただけなので、結構なんです。

「白」のほうは、もうちょっとコンセプトの確認が要ると思っています、ROPというのは、もともと是正をとらせるための措置なんです。強制措置として、罰金を取るためとか、これって大事だから気をつけるよというためのものじゃないんです。恐らく一件一件の是正を確実に重さに応じてやるということなので、違う2件は違うように評価しないと本来いけないと私は思っています。それとは別に、NRCだとプログラムがあって、プラントのOEみたいなものは事故事象なんかを集めて、本当にリスク上はどうだったかという評価をします。そのときは、この2件は重ね合わせをします。CDFがどのぐらい大きかったかを出して、危ない事象かどうか別途判断します。ROPの是正をたまたま2個のことがある時期に重なっていたから、それに対しては特別重い是正を課すというのは、何となく制度的には正しくないような気もして、その辺をもうちょっと深く考えたほうがいいのかという気がしたんです。また、ちょっとそれが一緒じゃいけないとは思わないですけども、そこまで自信はないですけど、そういう面もあるなという、そのぐらいの意見です。

○滝吉検査評価室室長補佐 検査監督総括課の滝吉です。

御指摘の点は、理解は多分概ね同じだと思っていて、もう少し正確に言うと、一つのパフォーマンス欠陥に対して、複数の劣化状態が生まれた場合は、それらの劣化状態は当然合体したものとして考えますというお答えになりますし、もし、それぞれの劣化状態がそれぞれ異なったパフォーマンス欠陥によるものなのであれば、それぞれのパフォーマンス欠陥の結果のリスクをきちんと考えますというのが、多分、一般的な説明であるし、恐らく事業者の皆さんも認識は同じだと思うと。

泊の件については、多分、RCのときにも御説明したんですけれども、もう一度御説明しますけれども、本件については、いわゆるディーゼル発電機が起動できなかった原因になった装置、オイルガバナのところです、その部分が問題になったことというのは、同一のパフォーマンス欠陥でしょう。二つのディーゼルに対して同じパフォーマンス欠陥の結果、起動はできなかったというふうに、今回は評価をしました。なので「白」という判断をしていますというのが我々の考え方です。そこについては、この個別事象については、多分、御理解、御同意いただいているのかなというふうに思いますけど、大前提として、考え方は先ほど御説明したとおりです。

もう一つ、美浜については、すみません、これをなぜ「グリーン」にしたか、マイナーではないかというのを念のため説明しますけれども、これは作業手順を守らなかったことによって、安全母線を喪失したというところを、やはり安全の機器を喪失したというところはマイナーではないというふうに考えました。

端的ですが、以上です。

○金子長官官房審議官　ちょっと私から補足的に。

今の泊の話は、ほかの事象も含めて、どういうふうに切り分けられるのか、分けられないのかというのは、事象に応じて多分考えなきゃいけないんだと思います。

美浜の件のマイナーなのか、指摘事項、緑になるのかという話は、今までNRCの検査官、インストラクターの方に来ていただいて、いつもいろんなワークショップで議論をさせていただく中で、彼らが必ず言うのは、英語でももちろん彼らは言うんですが、コンシークエンスがあるやつは基本全部指摘事項になるんだと言うんですね。僕らは、もちろんコンセプトはわかっているんです。セーフティイシューとして、コンシークエンスが実際に発生しているものは「緑」だと彼らは必ず言うんですね。それは何かというと、今、滝吉がちょっと形式的に、はまるように説明してくれましたけれども、例のマイナーかそうでないかのスクリーニングクエスチョンの四つのうちのどれに当てはまりますかという、コーナーストーンの目的に影響をもう与えていますと、実際に。確かにインパクトは小さいのかもしれないけれども、実際に冷却がとまれば、それは影響を与えているねという判断をするという趣旨で、彼らはコンシークエンスがあるものは必ず指摘事項になるんだと、そう言っているというふうに理解をして、私が「そういうことでいいんですよ」と言ったら、「そういうことだ」と言っていたので、そこは多分、これは我々が検査官の皆さんにもよく認識共有をしてもらわなきゃいけないんですけれども、四つのスクリーニングクエ

スチョンに当てはめることを考えたときに、実際に物が起きちゃって、何かの機能が失われているとかということがもうあったら、それはやっぱりコーナーストーンに影響を与えているんだよねというのが、まずは普通の入り口の考え方だと。ただ、そこにほかの考慮要素があって、何か考えなきゃいけないことがあったときに、それをしゃくし定規に当てはめるかどうかというのは、また別の話かもしれませんが、その部分は、よくスクリーニングクエスチョンとの関係で指摘事項とすべきか、美浜の「緑」の事例も、どうしてそうなったのかというのは、思考のパスの関係で、どこにはまったかというのをちゃんと僕らも明示してあげないといけないと思いますし、そのことがどこで判断されたのかというのは、認識共有をしておかなきゃいけないという、そういうことだろうというふうに思います。

○爾見関西電力原子力事業本部長 ありがとうございます。

要はみんなで同じ共通認識に立てればいいと思っていて、多分迷うやつなので、特にマイナー事例集の中で、多分、私、これよりも重いやつがマイナーになっているのがまじっているんで、その考え方を明確にしておかないと、みんな迷うので、そういう意味でちょっと問題提起というか、意見を言わせていただきました。決めていただければ結構です。

○金子長官官房審議官 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。どの分野でも結構です。

どうぞ、お願いいたします。

○小井日本原子力研究開発機構安全・核セキュリティ統括部次長 原子力機構の小井と申します。

今、ちょっと電力さんのほうのマイナー事例集という表現があったんですけど、以前、規制庁側で、どこの何というのは明確にしない形で事例集をつくるというお話があったかと思うんですけど、その辺は今後どういうふうにされて、公表していくような流れになっているんでしょうかということをちょっとお伺いさせていただければと思います。

以上です。

○古金谷検査監督総括課長 検査監督総括課長、古金谷でございます。

今も、スクリーニングガイドの後ろには少し事例はございます。こういった場合だとマイナーだし、こういった場合だと「緑」以上ですというのはあるんですけど、これもどちらかというとならアメリカのものをそのままコピー・ペーストした、日本語訳にしたようなものがほとんどだと思いますので、うちのほうでもデータをいろいろ蓄積するというところで、事務所のほうで、この試運用を通じて気づいたこと、ただ、指摘には至らないようなものについても、いろいろ登録をしてもらっていますので、ちょっと、そういったもの、今、整理を、結構な数ありますので、それを少し整理して、いいものについてはどんどん事例という形で、具体的な個別のものはわからないような形のをちょっと検討したいと思います。ありがとうございます。

伊藤さん、何か補足はある。

○伊藤課長補佐 検査監督総括課の伊藤です。

今、古金谷からも話がありました、スクリーニングガイドの拡充のほうを今考えていまして、結構、気づき事項のデータがたまっていますので、そちらのほうから、よいものをピックアップして、いずれガイドのほうに反映させていきたいと思えます。また、まだ今気づき事項、マイナーレベルのものですけども、指摘事項になりそうなものもありますので、そういったものをどんどん反映していきたいと。また、過去の事例からも、何かよい凡例となるものがあれば、そちらのほうも拡充していきますので、よろしくお願ひします。

○金子長官官房審議官 伊藤さん、それは核燃施設についても結構たまってきておられるんですか。

○伊藤課長補佐 核燃は、これからです。

○金子長官官房審議官 フェーズ3に期待ということですかね。

よろしいでしょうか、今の点については。

ほかに。

はい、どうぞ。

○横尾日本原燃安全・品質本部部長 日本原燃、横尾です。

今、伊藤さんがおっしゃっていただいた核燃施設のマイナー事例集、これから拡充ということなんですけど、私どもも社内的につくって試しているんですよ。マイナー事例集みたいなものを。ぜひ、そういうところを持ち込ませていただいて、ちょっと意見交換させていただけると、拡充に寄与できるかなというふうにご考へておりますので、ぜひよろしくお願ひします。

○金子長官官房審議官 それは大歓迎だと思いますので、ぜひ、また機会をつくって、情報共有させていただければと思います。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。現場での検査官の動き、振る舞い、コミュニケーションの仕方、いろいろ多分お気づきになった点があるのではないかと思いますし、あと残り半年なので、できるだけ気づきをたくさん挙げておいたほうがいいかなと思いますけれど。

では、また、いずれにしても今日だけでなく、継続的に対話は続けていきますので、お気づきのあったことは、現場レベルでも直接検査官に指摘していただければいいと思えますし、また横断的に直さなきゃいけないようなことがあれば、本庁の担当のほうにもまたフィードバックをしていただければと思います。よろしくお願ひします。

では、次のフェーズのフェーズ3に向かって、どういうことをしていこうと考へているかというところを御説明申し上げます。

○古金谷検査監督総括課長 では、資料1-3でございますけれども、フェーズ3の実施についてということで、そのフェーズ3、どんなことをやっていくかということをお紹介させていただきます。

通しのページで言うと、16ページということになります。

まず、フェーズ3の概要ということで、3枚ほど御紹介をしたいと思いますけれども、本格運用の直前というところの、あと半年ということでございますので、フェーズ3というものについては、以下の内容をやっていきます。

具体的には、検査の習熟、理解を深化させていくということでございますけれども、日常検査について言いますと、これは事務所の検査でございますけれども、ほぼサンプル数を本格運用と同じような数にして、日常検査を行うということを考えております。それから、チーム検査のほうは、これを柏崎、大飯でフェーズ2ではやっておりましてけれども、これを拡充していくということで、全ての原子力施設というものを基本として対象にやっていきたいというふうに思っております。ただ、全てのチーム検査を全ての施設でというのは、多分、我々のリソースの限界もあります。半年というような限られた期間でもありますので、その辺については、いろんな施設でいろんなガイドができるように、具体的なスケジュールも組んでやっていければというふうに考えておりますので、また、その辺の調整については、各事業者様とも相談させていただければと思っております。

それから、評価の関係でございますけれども、総合的な評定、これはフェーズ2でこの10月ぐらいにやりたいと思っておりますけれども、それについても対象を拡大してやっていきたいということでございます。それから、異議申し立ての会合（アピールパネル）というところがありますけれども、先ほど意見聴取会の後、なおかつ我々の判定、最終決定をした後の異議申立というようなスキームも考えてございますので、こういったところも何が模擬できればということを考えてございます。

2枚目でございますけれども、制度運用のプロセスでございますけれども、先ほども御紹介した、フェーズ2で行いました定検の報告手続というものについては、これも対象を広げてやっていきたいというふうに思っております。それから、フェーズ2でできなかったアクションマトリックスを用いた追加検査の計画あるいは実施というところも、これは重要度の高い指摘事項にならないと追加検査にはなりませんので、過去の事例なんかを用いて、少し模擬的にはなろうかと思っておりますけれども、こういうものができないかということは考えていきたいと思っております。

それから、(4)のところ、核燃施設の検査というところでございます。核燃施設の場合、グレーデッドアプローチということで、さまざまな施設、潜在リスクが違うというところもありますので、この辺の検査のやり方については、精査していきたいと。例えばここに書いてございますような政令41条非該当、あるいは核原料物質使用者というものについて、どういうふうにやっていくのかということについては、少し検討をしていきたいと思っております。

あと、フェーズ2で抽出された課題への対応ということで、SDPの整備ということでございます。特に核燃料施設というふうに書いておりますけれども、御存じの方はいらっしゃるかと思いますが、今日、午前中の委員会の場でも、ちょっと委員長のほうからも、核燃料施設について、実用炉と同じSDPの評価をするというのは無理があるんじゃないか、むしろ

ろ害があるのではないかというような御指摘もありましたので、ちょっとその点は基本的な考え方そのものも含めて、少し検討を我々の中でもして、また、こういった場で事業者の皆様にも御相談したいなというふうに思っております。それから、bのところですけども、スクリーニングの相場感醸成というところで、やはりマイナーになるか「緑」になるか、先ほどの美浜の事例もありましたけれども、そういうものも含めて、相場感というものも、いろんなケースを捉えて議論して、共通理解を広げていければなというふうに考えております。それから、cとしましては、チーム検査、これ、いろんな施設でやっていくということもありますので、それを、業務量は増えます、その中で、我々の専門検査の部門では、従前の使用前検査／施設定期検査というものも行いますので、これをどう併存させていくのかというところ、これはどちらかという我々の中の体制の問題というところもあろうかと思えますけれども、効率的にどのような形で実施するのがいいのかというところは、考えていく必要があるかと思っております。

それから、その他というところでございますけれども、フェーズ3の説明会実施、これは希望があった事業者ということで、核燃料の施設の関係で、ちょっと説明会をもう既に実施させていただいております。それから、bのところでございますけれども、これは公衆参加というところで、評定結果が出た後に、その結果を広く地域の一般の方々にも御紹介するというような、パブリックインボルブメントのスキームをつくらうというふうに考えております。これはさきの検討チームでも、少し先生方とも御議論させていただきましたけれども、まず試運用を1か所で何かできないかなというふうに考えております。

3/3のページのところでございますが、これが大きな課題のところということでございますけれども、先ほども申し上げましたけれども、まず①番のところについては、これは少しこういう方向でということ事務局のほうでは考えておりましたけれども、今朝の委員会のほうで、委員長のほうからも、これをする前に、もう少し基本的なところを整理しなさいという御指示がありましたので、ちょっとこれはペンディングにさせていただきたいというふうに考えております。

それから、②のところの実用炉のほうのSDPでございますけれども、これについては、先ほどの模擬SERPで、残りの4件、行った残りの4件についても、意見聴取会というものをやっていきたいと思えますし、あと、まだ具体的なSDPの評価ができていない火災防護だとか、あと閉じ込め機能に関するものとか、そういったものについても、評価をできればやっていきたいなというふうに考えております。

あと、フェーズ3を踏まえて、最終的なガイドへの反映をさせていくというところがございますので、こういった試運用、試行を通じて、ガイドにも適切に反映していきたいと考えております。

4ページ目、5ページ目は、もう参考ということになりますけれども、この赤いところで囲ったところについては、少しフェーズ3で、まだフェーズ2で十分やれていないというところもありますので、特に我々としても注力してやっていきたいというところがございます。

すけれども、説明については省略したいと思います。

以上です。

○金子長官官房審議官 あと半年に向かって、こんなことを重点にということで説明をいただきましたが、何か今後の取組について御確認事項とか、あるいはこういうところを気をつけてほしいとか、御要望とかというようなものがあれば、特に事業者の方から頂戴できればと思います。

お願いします。

○河村原子力エネルギー協議会副部長 原子力エネルギー協議会の河村です。

事業者としても、あと、もう本格運用まで6か月というところなので、いろいろ、さまざま準備をしていきたいと思っておりますし、あと、チーム検査につきまして、これまでフェーズ2では代表プラントを中心にやってきましたけれども、全ての発電所で慣れていく必要がありますので、対象範囲を広げて、事業者としてもやっていきたいというふうに思います。

あと、総合的な評価につきましては、多分、フェーズ2につきましては、結果がもう大分そろっているところかなと思っておりますので、先ほどの説明では、また提示いただけるということですので、ちょっと、どういった内容になるかということも、少し事業者としては気になる場所がありますので、ちょっとまた提示をお願いしたいと思っております。

あと、スクリーニングに関しましては、先ほど模擬SERPの結果、過去事例で、議論につきましては2点させていただきましたが、それ以外のものにつきましても、少し事業者の意見を提示して議論させていただければというふうに思います。

2ページ目にあります最後の検査結果の情報発信につきましても、これも7月のチーム会で議論がなされましたけれども、少しこういったことに関しても、どういうふうに進めていくかということをもたまたまちょっと事業者も含めて議論をさせていただいて、試運用につなげていくということをお願いしたいと思っております。

1点お願いにはなるんですけれども、恐らく今いろんな検査ガイドなどを御準備いただいているところでもありますけれども、横断領域の評価ガイド、これは米国ですとIMC0305ですとかIMC0310で、横断領域をどういうふうに見ていくかというガイドがありますけれども、日本につきましても、評価のやり方は、これまでのワーキングでは米国と同様にやっていくということを言われておりますけれども、例えば米国のガイドにあるような横断領域の観点とか、そういうものはどういうものがあるかということも提示いただいたり、それを少し使って慣れていく、実際に評価、まだ指摘事項がありませんので、評価はあれなのかもしれませんが、少し過去事例なんかを使って、そういう評価もやっていく必要があるかなというふうに思いますので、また、ちょっとこういった点に関しても議論をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○伊藤課長補佐 検査監督総括課の伊藤です。

今、河村さんの話にありました横断要素のガイドのほうですけど、実は今、内輪のほう



ですけれども、検討しておりまして、米国のアスペクトですとか、そういったものをどういうふうに取り入れていこうか考えております。今度、またNRCのほうから、インスペクターがまた来日いたしますので、そこで、現在米国のほうで横断的要素のところをいろいろと再検討している部分があるという話ですので、その辺の情報も取り入れながら、まずはガイドに落とす前に、こういったワーキングの場でいろいろと議論をしていきたいと思えます。まず、アスペクトの箱となるところは、今、検討をしているところです。

○河村原子力エネルギー協議会副部長 ぜひ、そういった点も含めて議論をさせていただきたいと思えますので、よろしくお願ひします。

○伊藤課長補佐 すみません。今度は規制庁側からお願ひなんですけれども、この資料の中には詳しくは書いていないんですけれども、一月ごとに面談をさせていただいておりました。振り返りの面談。その中で、何回も面談を重ねていくうちに、多分、ネタが切れてしまったのか、最近は非常に面談の内容が薄くなっております。ぜひお願ひしたいのは、もう制度が始まるまであと半年ですので、中央での議論はこういった形でいっばいなされていきますけれども、現場の問題点ですとか課題ですとか、拾い上げてフィードバックしていきたいと思えますので、ぜひ、何か小さい点でも構いませんので、そういった面談のところでお話しいただければと思えます。

それで、実はこの面談のほうをフェーズ3のほうでは月1から四半期に1回に、ちょっと少なくしようかと考えております。本格運用でも、この面談は継続していこうかなというふうに、ちょっとこちらのほうで今検討中です。その面談で得られた内容は、制度の継続的な改善として、インプット情報にしたいなというふうに思っております。ですので、試運用といいますか、制度に対して、どういったフィードバックがかかるかという重要なポイントになってきますので、フェーズ3の面談で、ぜひとも濃密な御意見をいただければと思えます。

それで、一つちょっと私の経験をお話しさせていただければと思えますけれども、実はこの間、大飯のほうで火災防護の3年ものの検査をやってきました、一検査員として参加させていただきました。実はインタビューを現場の方にさせていただいたんですけれども、2回ほどさせていただきまして、まず1回目のインタビューをして、その後に、インタビューの方に、今のインタビューはどうだったか、初めのインタビューは検査に係るインタビューです、ここはどういうふうに考えているんですかとか、そういったインタビューですが、その次は、そのインタビューをした方に、今のインタビューはどうでしたかという話をお伺いさせていただきました。そしたら、1回目は非常に緊張したですとか、ちょっと威圧感すら感じられましたとか、そういった御意見をいただきまして、それを早速踏まえて、2回目のインタビューには、ちょっとそれを念頭に置きながらインタビューをさせていただいて、それはもう検査のインタビューです。2回目のインタビューのされた方に、また、今のインタビューはどうだったかということを確認したら、非常によかったということをお聞きいただきました。

恐らく現場で月1の振り返り、今度は四半期になりますけど、振り返りをやるときに、多分、事務局の方々ですとか、比較的上の方々に参加されてどうも面談されているような感じが見受けられまして、ぜひとも、そういったインタビューされた方ですとか、現場で具体的に検査官とか触れ合った方ですとか、そういった方の意見も収集して、我々のほうに見える化していただければ、それを改善できるようになると思いますので、何とぞよろしくお願いいたします。すみません、以上です。

○金子長官官房審議官 今の伊藤からの、ある意味のお願い、要請は、そういう機会を捉えなくても、もちろん対話をしているその場で、いろいろお気づきがあれば、あるいは対話だけではなくて、検査をしている現場を御覧になってということでももちろん構わないと思うのですけれども、現場の検査官に伝えていただければと思いますし、どうも伝わっているかどうか心配だなと思うようなことがあれば、当然、吸い上げていただいて、中央のほうにもまたフィードバックをしていただけたらいいと思います。

それから、伊藤が途中で申し上げた、四半期の振り返りを試運用でやりますけれども、継続的というのとは、恐らく全体の通しの資料で言うと7ページにある、先ほどの試運用フェーズ2の実施状況・課題の中で、継続的な見直しにつながる意見・要望をいただく場をつくるように、つなげていきたいというお話と同じことだと思いますけれども、そういったことも、この試運用の中で具体的に、先を見据えて運用ができたというふうに思いますので、そのやり方についても、どういうオケージョンがいいのかとか、どういう頻度がいいのかとか、どういうメンバーがいると、よりそういうものが拾いやすくなるのかとか、ぜひおっしゃっていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

○河村原子力エネルギー協議会副部長 原子力エネルギー協議会の河村です。

私もいろいろ実際に検査を担当している、直接ではないですけども、間接的に、その状況をやっぱり確認すると、フェーズ1、フェーズ2も含めてですけども、試運用を始めたころは、やはりいろいろ気づきがあったり、課題があったりというのは結構あるんですけども、今、フェーズ2も終盤になってきますと、当初出てきた課題が大分解消されてきたり、実際には、先ほど面談の中でも少し意見が少ないというの、実際には大分課題みたいところが解消されてきているという面もあるかなとは思っております。

ただ、先ほどの御説明にあったように、やはりパフォーマンススペースに関しての少し意識の話ですとか、コミュニケーションの話とか、そういうところはやはり課題としてはあるというふうに思っておりますので、そういった点も含めて、少し、また四半期ごとに面談、意見交換させていただける場があるということですので、そういった中でも、いろいろ事業者側からも気づきをお伝えできればなというふうに考えております。

インタビューに関しては、先ほどの一つ目の説明にもありまして、やはり検査官と事業者間のコミュニケーションみたいところがあると思いますので、そういうコミュニケーションを少し――大分、試運用を通じて慣れてきているとは思いますが、まだ少し改善していく必要があるのかなというふうに思いますし、今回の制度の中では、

検査官と事業者との間のコミュニケーションって非常に重要なものだというふうには思いますので、そういった面でも慣れていければなというふうに思っております。

○伊藤課長補佐 検査監督総括課の伊藤です。

ありがとうございます。

私のイメージは、多分、当初の面談のときは、右も左もわからない状態で新検査制度の試運用を始めましたので、いっぱいいろいろな課題が出たと思うんですね。最近はだんだんこなれてきまして、検査制度はこういうものだというのを理解した上で、どんどん深掘りしていけるようになったと思います。そうすると、恐らく、また新たな課題ですとか問題点とかが、深掘りするにつれて、もっと詳細なもの、細かいものが出てくると思います。そういったものも、こんなもの言ってもしょうがないなと思わずに、どんどん上げていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○河村原子力エネルギー協議会副部長 原子力エネルギー協議会、河村です。

おっしゃるとおりだと思っております。当初は、やはり細かな、新しく、慣れていないという面からも、そういう課題みたいなものが出てきて、今は検査制度に慣れてきたところで、少し新たな気づきですとか、また、この制度も、4月になってつくられて終わりというわけではなくて、恐らく、また次によくしていくための改善のネタですとか、あと、さらに改善に向けての課題みたいなものは恐らくあると思っておりますので、そういった観点から、フェーズ3でも、いろいろ気づきですとか、課題みたいなものは出していきたいというふうには思っております。

○金子長官官房審議官 よろしいですかね。

最初に河村さんが御発言をされた中で、例えば総合的な評定であるとか、あるいは関係の方々に検査の結果を広くお知らせするやり方であるとか、少し調整をしたいというお話もありましたので、ちょっと具体的な姿が見えていないこれからの施策については、またワーキンググループ、あるいはその前の面談なんかも通じて少し検討をさせていただいて、具体化をするというような形で進めさせていただければと思いますので、よろしく願いします。

爾見さん、お願いします。

○爾見関西電力原子力事業本部部長 意見交換で、今まで聞いていたようなことは多分わかって、聞くのはなくなってきた。多分、できていないのが、大きく2種類のものがある。一つはコーナーストーンに対する検査だと、やっぱり機能影響みたいなものをしっかり議論するというのが本当は要るはずなんですよね。それができていなくて、ちょっと易しく聞いていただくとか、逆に質問していただくとか、こちらもこういうことを聞けと言ったほうがいいのかと思うんですけど、そういうことをちょっと配慮したほうがいいのかという気がしました。コーナーストーンに関しては。

もう一個のタイプの検査、横断領域の検査で、特にPI&Rとか、ああいう検査は、多分、目的が共有できていないような気がしていて、何のためにCAPの例えば入力漏れを見るんで

すかということが、多分、事業者が十分に理解できていない。理解できていないのがよくないんですけど、でも、そういうところの議論というのが、多分、意見交換で意味があるような気がします。横断領域に関しては、何のためにこういうことを確認するのかみたいなこと、安全の領域に関しては、具体的に安全にどう影響があったのかということを通認識にする。その2個ぐらいをちょっとテーマに考えると、やりやすいのかなという感じがしました。

○金子長官官房審議官 ありがとうございます。

そういう意識で多分議論をするということだと思んですけど、全ての事象が全てそれにつながっているわけでは必ずしもないと思うので、どういう問題意識でこれを質問しているのかなとか、気づき事項として取り上げているのかなとかということをしてできるだけ理解をしていただく、あるいは受け止めていただくということは、とても大事だと思うので、そういうことも検査官側でも注意したらと思いますし、逆に、先ほどのコミュニケーションの話もありましたけど、受けられる被規制の方々も、よくわからないですというところは、「よくわからないです」とおっしゃっていただいたほうが、多分、我々の気づきにもなると思いますので、そのようにしていただけたらと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○古金谷検査監督総括課長 古金谷ですけれども、今の爾見さんの御指摘はごもっともで、そこは、特に機能影響のところの質問というのは、やっぱり検査官がまだどちらかというところと保安規定を見ているというところもあるので、そこは徐々に変えていきたいと思っています。やはりなかなか急には変わらないので、試運用の中で徐々にというところかとは思いますが、やっています。

やはりチーム検査になると、やはりそれを見るというのが本当に重要になってきますので、この前の火災防護とか、そういうところではしっかり議論できているのかなというふうにも、チーム検査に行った伊藤とかから聞いておりますので、そういったことをやっていくんだよ、例えばオペラブルかどうかというような議論なんかもそうだと思うんですけども、事務所の検査官も、そういう目線を徐々に植えていきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

それを質問すると、多分、回答がすぐには出てこない可能性があると思うんですよね。事業者のほうも、恐らく「ちょっと確認します」という形で、場合によっては本店のほうに確認しなきゃいけないとか、あるいはメーカーまで遡って確認しなきゃいけないとかというのがあるかと思いますが、そこはしっかり我々も確認していきたいと思えますし、そういうものを、多少時間がかかっても、しっかりコミュニケーションして、事業者の考え方を聞いて、その上で、それが問題なければ、そうだし、問題がありそうだったら、指摘として取り上げていくということかと思えます。

横断領域の関係は、これも課題だと思っていて、これはどちらかというところはチーム検査と日常検査と併存するような形で、日常的なCAPの動向なんかは事務所の検査官が

見るけれども、全体的な、プログラム全体の健全性とか、しっかり機能しているかとか、あるいは傾向監視的なところというのは、もう少し、品質管理の専門の検査官が何人かいますので、そういった目で見えていくという中で、皆さんとも議論させていただいて、お互いに理解を深めていければなというふうには思っております。

ありがとうございます。

○熊谷統括監視指導官 核燃監視部門の熊谷です。

核燃施設について、試運用フェーズ3でちょっと取り組みたいと思っていることを紹介しますと、我々、2ページの(3)の制度運用プロセスというところが、発電炉と違うところがあります。これから核燃施設に保全計画が導入される、施設管理計画もつくらなきゃいけない。また、保安規定にしっかりした品証計画もつくらなきゃいけないというところが、発電炉ではできているところ、我々は追加される部分であります。ここの部分、現地における報告手続、ここで保全計画を出してもらうことになるんですけども、ここの作り込みを今JAEAさんを中心に案を出していただいて、その場に核燃料事業者さん、皆さん集まっていたら、そこで共有を図った上で今作り込んでいるところでもありますので、フェーズ3におきましても、代表的にJAEAさんをお願いしているところはありますけども、引き続き御協力のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

○小井日本原子力研究開発機構安全・核セキュリティ統括部次長 原子力機構の小井です。

ただいまのお話ですが、引き続き協力させていただきます。

一方で、報告の手続の模擬は、なしという理解でよろしいでしょうかということなんですけど。

○熊谷統括監視指導官 こちらも、核燃料施設で代表的なプラントを選んで、何かトライアルをやってみたいというふうに考えています。

○小井日本原子力研究開発機構安全・核セキュリティ統括部次長 わかりました。

あわせてちょっと確認させていただきたかったことがありまして、その前のページのところの総合評価について、41条非該当と核原料は除くと書いてあるところを考えると、それ以外の施設については、全て今回総合評価の対象にするという考えでよろしいかというのが1点。

異議申し立て会合は、全部はちょっとできないかなということもありますので、その中でピックアップしたものでやられるのかなという、その辺の感覚というのはどんな感じでしょうか。

○熊谷統括監視指導官 核燃部門の熊谷です。

総合的な評価は、拡大って書いてあるとおりに、全部でやるというところはまだ想定しておりません。アピールパネルも同様でございます。

○古金谷検査監督総括課長 検査監督総括課の古金谷ですけれども、総合的な評定も、恐らく、先ほどのチーム検査も拡大するけども、全施設で全チーム検査は無理だろうという

のと同じように、全施設での評価は難しいのかなと思ってまして、例えばここでも事業者単位でというふうに書いておりますけれども、複数の施設を持っているところについては、どこか代表的な施設だけでやるとか、そういうようなことがあるのかなというふうには考えています。ですから、ちょっと具体的にどの施設でとか、どの事業者で…、事業者も、たくさん核燃の場合ございますので、全事業者に対してできるかどうかというところも含めて、ちょっと、それは検討させていただければと思います。

○小井日本原子力研究開発機構安全・核セキュリティ統括部次長 原子力機構の小井です。

承知いたしました。また引き続き、ちょっと相談させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

最後なんですけど、ペンディングになりましたという話の重要度評価の件は、また新たに議論した上で提示いただくということと承知しています。一方で、ここ、実は我々のところの大洗の燃研棟の被ばく事故について、模擬SERPでどうかという提案があったんですけど、こちらのほうは、多分、今のSDPの評価だと、異議が出ないようなものになりそうなので、先ほどの1-2の資料だと、割と異議が出やすいネタをやったほうがいいかなという気もしますので、その辺もあわせて御相談させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○古金谷検査監督総括課長 古金谷でございます。

具体的な事例をどうするかも含めて、少し、根っこのところから検討するよというものが今日の委員長の指示でもございましたので、改めて、また具体的な事例のケーススタディもご相談させてください。よろしく願いします。

○伊藤課長補佐 検査監督総括課の伊藤です。

ちょっと確認なんですけど、今、小井さんがおっしゃった異議があるというのは、事業者のほうから異議を出しやすいネタという意味でよろしいですか。

○小井日本原子力研究開発機構安全・核セキュリティ統括部次長 実は、この件については別途、ちょっと勉強会というか、ちょっと自分たちでもやってみたことがあるんですけど、それでいきますと、従業員の被ばくの話になるので、もうイエス／ノー、イエス／ノーで、もうぴたっと落ちつくところに落ちつきますので、定性的評価とか、もめるような話が、要するに両者でこれはこうじゃないよねとかという議論ができるようなネタではないなというところでは。

○高須統括監視指導官 専門検査部門の高須でございます。

フェーズ2、定期事業者検査ガイドと使用前事業者検査ガイド、供用中検査ガイド、やらせていただいて、ちょっと気づいたところと、フェーズ3のお願いがあります。定期事業者検査のほうは、基本的に、電力会社さんのほうはもう制度が確立されているので、それなりに我々、そのところで指摘等もないんですが、やはり使用前検査のほうは、国の検査から事業者側に検査が移るということで、少しスピード感というか、対応が、やっぱり試運用をやったのが大飯さんだったので、プラントが動いているところでやったというところ

もあって、なかなかマンパワー的なところもあったんだろうと思うんですけども、なかなか、対応が少し遅れたというところもあって、次のフェーズ3がいよいよ最後の試運用になるので、できたら大飯とか、フェーズ1では浜岡さんで燃料体やっていますし、そこら辺の情報を事業者さんの間で共有していただいて、それで今回フェーズ3をやろうとするところは、割と一連というか、設工認から事業者さんが要領書をつくって確認して、最後の我々の確認書の確認まで、何か一気に連続して見られるような対応をしていただければありがたいなと思いますので、御配慮をお願いします。

○爾見関西電力原子力事業本部部長 関西電力、爾見です。

ちょっと対応が遅かったというのは、何なんでしょう。恐らく日を決めて、その日にやっているの、答えがなかなか出てこないとか、そういう意味ですか。

○高須統括監視指導官 そういうところもあるんですが、例えば事業者検査の要領書をつくるにしても、いわゆる電事連さんで先に決められたやつをそのままデッドコピーしてきて、それで受けようとかというところがあって、多分、それでは実態は伴ってこないの、そこはやっぱり実際の検査する側の現場サイドで、何が必要なのかというのをよく吟味していただいて要領書をつくっていただく必要があると思いますので、そういうところをですね、まさに今度、試運用が終わって本格運用になると、我々、確認のところ、それはだめですねという話になってしまいますので、そこはちょっと私としては懸念しているので、そこをちょっと留意していただいて、フェーズ3をちゃんとやっていただきたいなというお願いです。

○爾見関西電力原子力事業本部部長 わかりました。恐らく、ちょっと、私もこれは最初のと、試運用のときに、使用前検査の事業者検査の要領書が要ると。でも、まだ何も無い状態で来週やりますみたいな話があって、それは無理だろうと思っていました。恐らく設工認にどう書くかということを決めないと、本来、使用前事業者検査はできなくて、それはまだ合意に至っていないですよ。なかなか難しいところはあるんです。でも、試運用をしないといけないのはわかるので、なるべく対応しますけども、何かこう、かなり手前から、この要領書のこういうものをこう確認するみたいなことの調整をさせていただかないと、やっぱり直前になると、なかなか要領書自身用意しにくい。要領書を用意するときも、何と何をそこに記載しないといけないのかというのは、まだ明確にはなっていない、難しいところもあるんです。ですので、ちょっと余裕を持ってお願いできればということと、もちろん対応はできるだけさせていただきます。

○高須統括監視指導官 わかりました。私も、設工認のほうの記載がまだ決まっていないというのも十分承知していますので、我々が使用前事業者検査としてやる範囲の特定でいいので、その部分だけで、ある程度やっていただいて、できる範囲の中でやっていただくので結構かと思います。それをきちっと、割と100に近い形になるように、こういうふうによればいいかなというところが、多分、恐らくお互いコンセンサスをとらないと、まさに、さっき言いましたように、確認行為が最後に来てしまって、確認のところ、本当にそこ

だけで、今までは我々使用前検査で行ったときに、「だめ、これおかしいんじゃないの」という、とめられていたんですけど、それが最後の確認でだめだと、本当に、例えば運転しているプラントが運転できないみたいな話になってしまいますので、その辺、ちょっとよくお願いしたいなと思います。

○爾見関西電力原子力事業本部部長 よくわかります。恐らく使用前事業者検査となって、その要領書ってのはないので、新しいので、これは難しいんです。ただ、我々、技術基準の適合性は今までもちゃんと確認していますから、社内検査を集めれば、必ず全体になるんです。必要なものはやっています。それをぱっと見えるようにするというと、「いや、メーカーのあの検査と」という話になるわけです。それを多分まとめたものをつくった上で提出してくださいということが多分言われたんだと思いますが、ちょっと時間がかかるんですね、それは。いいやり方を事前の面談で調整するというのをさせていただくということだと思っています。1冊になっていなくてもいいとか。多分、1冊でできるかなという気もするんですけど。調整させてください。

○高須統括監視指導官 いずれにしても、フェーズ3でお互いそこら辺がちゃんと見られるようにするのが目的だと思いますので、よろしくお願いします。

○金子長官官房審議官 ちょっと横からで申し訳ありませんけど、多分、今の点は、実際に使用前検査がある案件を使用前事業者検査で試運用をしようとする、本当の作業と言ったら変ですけど、使用前検査と、仮想使用前事業者検査が重なってしまうので、なかなか難しいことが起きますという例なのではないかと思われるのです。そうすると、それはそれでやらなきゃいけないとは思いますが、一方で、過去の使用前検査でやったことを、じゃあ、使用前事業者検査でやろうとすると、ある事業者さんはどういう要領書をつくって、どういう作業をして、我々側は何を確認すると確認ができますかというようなことを、ちょっと別の場でやることを、ある意味、一気通貫でやる、スタイルとして試運用をしたほうが実はいいのかもしれないなという気もするので、そういうミクスチャーをちょっと、これは関電さんだけの問題ではもちろんなくて、全事業者の横を見たときに、どういうところでどういうことができるかといかなというの、ちょっとお互いに提案をするなりすると、もうちょっと訓練もでき、皆さんでその結果が共有できるような成果が出るかなという気がします。ぜひ、そんな方向で考えませんか。

○高須統括監視指導官 わかりました。調整させていただいて、何ができるかというところで、今、審議官がおっしゃったように、ケーススタディはできると思っておりますけど、やっぱりケーススタディでやってしまうと現場の確認がないので、何か現場の確認ができるようなもので何かそういうのがあれば提案いただいてもいいですし、それがなければ、実態の今使用前検査が動いているもので、影響の少ないところで何かやるということもちょっと考えたいと思いますので、よろしくお願いします。

○河村原子力エネルギー協議会副部長 原子力エネルギー協議会の河村です。

了解しました。フェーズ3でも、幾つかの発電所で、また使用前事業者検査のチーム検査



をやると思いますし、ちょっと早目にいろいろ調整させていただいて、対象を決めたりとか、何回かはちょっと密にコミュニケーションをとりながらやらせていただければと思います。よろしくをお願いします。

○金子長官官房審議官 ほかはいかがでしょうか。

はい、お願いします。

○横尾日本原燃安全・品質本部部长 日本原燃の横尾です。

古金谷さんのほうから先ほどお話しいただきました核燃料施設のSDP、今後、御検討をいただけるというお話ですけれども、ぜひよろしくお話ししたいと思います。

私どもも定性的評価を用いて過去の事例を幾つかやってみたんですけど、意外とやっぱり白がつくのが多くありまして、我が国の原子力全体を見た場合に、色がつくということは、規制資源も投入しなきゃいけないし、事業者もそれなりに対応しなきゃいけない。そこを、やっぱり本当に重要なところにフォーカスして対応するというのが望むべき姿だということをおっしゃっていますので、ぜひ、よろしく御検討いただければというふうに思います。よろしくをお願いします。

○金子長官官房審議官 ほかにございますでしょうか。

はい、どうぞ。

○示野原子力エネルギー協議会事務局長 原子力エネルギー協議会の示野です。

試運用そのものではないんですけども、半年後に本格運用に入っていくという、この段階を迎えまして、ちょっとATENA、事業者さんの中で、改めてこの制度のよって来たところをもう一回しっかりかみしめようということで、実は勉強会をもう一度やろうということで今やっております。8月から、爾見さんに講師になってもらって、月1ぐらいで毎回2時間半、このテキスト、すごいボリュームを2週間前に読んできてもらって、当日、質問もし、理解度テストもするぐらいのことで、この検査制度そのものが、なぜこういう制度になっているのかとか、もう一回、近づいてきた、皆さん意識が高まったところで、各社のキーパーソンに、もう徹底的に根づかせようというようなことで勉強会をやってきています。これで各社のその人が、また展開、発電所の中にしっかり根づかせる役目を担っていただくということで、3月ぐらいまでは、検査制度の中身を根づかせると。さらに、もう少しCAPですとかコンフィグレーション、こういったところの自主活動の考え方も、もう一度、根っこから理解してもらおうと。そういうことで、スムーズに本格運用に入れるようにということで、改めてちょっと努力をしておりますので、ちょっと参考までにお伝えしておきます。

○金子長官官房審議官 ありがとうございます。

もし、そういう中で、規制機関側から必要なサポートであるとか、あるいは極端に言えば何か話をしてほしいとか、講師をやってくれとかというようなことがあれば、もちろん規制の立場でお話することはできると思いますし、逆にまた、そういうことをやられて、こういう効果があって、こういうところまで進んで、皆さんの意識がこういうところで理

解が深まったとかというようにわかるような結果・成果みたいなものがあれば、ぜひ共有していただけると、事業者側の取組としても、これは検討チームの場だけではなくて、炉安審・燃安審とか、いろんなところで、皆さん、事業者がどういうふうに進んでおられるかというのは気にしておられるところもあるので、ぜひ御披露いただけるといいかなというふうに思いますので、そのコミュニケーションもぜひよろしくお願ひします。

○示野原子力エネルギー協議会事務局長 よろしくお願ひいたします。

○金子長官官房審議官 ほかはよろしいでしょうかね。

ちょっとだけ、先ほどの核燃施設のSDPの話、今朝の委員会の話を必ずしも皆さんが聞いていたわけではないと思いますので、御紹介だけちょっとしておくと、委員長からは、同じような枠組みでやると、そもそもリスクのレベルの違うものに、例えば白とか黄色とか赤という色の指摘事項の色がついて、発電所と同じリスクのレベルになるのかみたいな疑問がきっと湧いてきますよね、世の中の的には。もともとROPの赤、黄色、白、緑みたいなやつというのは、皆さん御承知のように、アメリカの安全目標から結びついてきていて、最終的には性能目標たる $\Delta$ CDFとの関係で段階ができていますと。それとは全く違う体系を持っている核燃施設に、同じスケールのようなものが当てはめられると、これは、じゃあ、実用炉と同じようなレベルの重要度、あるいは危険性なのかという誤解を与えることにもなりかねないので、害があるかもしれないと。要するにやらないほうがいいというより、むしろ害があるからやるなど。そういうことだというふうに実は更田委員長はコメントをされたのです。

一方で、先ほどのお話にもあったように、例えば公衆の放射線安全とか、従業員の被ばく安全みたいなものは、基本的に同じレベルの尺度を使っているものなので、そこはそこで同じような物差しを当てられる世界ももちろんありますと。それから、プロセスとしてどういうものがよくないものとして取り上げるべきで、それを、じゃあ、どの程度のものにするかは別だけれども、どういう処理の仕方をしますか、それは事業者のCAPのような活動にお任せをして、それは規制機関として例えば何もしない、指摘はするけれども、事業者の対応にお任せをする、それから何らかの措置をとるみたいなことという、プロセスについては、当然、そういう段階になるに違いないと思ひまして、これは委員長のコメントではありませんけれども、そういう一部アナロジーを適用できる考え方のところも、あるいはプロセスのところもあると。そういうことを踏まえて、もう一回ちゃんと考え直せというのが、今日の委員会の御指示だったというふうに受け止めていますので、今みたいな、少し使える部分／使えない部分、発電炉と比べると、ちょっとこれはやっぱり無理だねというような部分とか、そういうのを少し仕分けをしながら、どういうふうに核燃施設のSDPのプロセスを考えたらいいのか、あるいは仕組みとしてどういう体系を用意したらいいのかというのは、少し考えて、また御提示をして、こういう検討の場で共有をしていきたいというふうに思ひます。

あと、またお気づきの点があれば、今後の検討の中でも、いろいろ御指摘をいただければというふうに思います。

どうぞ。

○古金谷検査監督総括課長 河村さんから先ほど御指摘あった横断領域の準備というところで、まだ具体的にここで書き切れていないんですよ。プライオリティからすると、必ずしも我々の中で今高いということではないと私自身は思っています。そういう点で、本来、制度の開始の4月、来年の4月から、ちゃんとぽんと適用できるかどうかというところは、ちょっと我々の中でもまだ決定できていないところがありまして、そこはちょっと、また改めて御相談させていただきます。

○河村原子力エネルギー協議会副部長 了解しました。

○金子長官官房審議官 それでは、次の議題に参りたいと思います。

核物質防護の関係の検査の導入に向けての準備の状況について、事務局のほうから説明します。

○奥管理官補佐 それでは、核セキュリティ部門の管理官補佐をしております奥のほうから説明をさせていただきます。よろしくお願ひします。

資料2-1に基づきまして、あと資料3-2、核物質防護用のSDPガイドにも触れながら、原子力規制検査（核物質防護）の導入に係る検討の状況について、御報告をさせていただきますと思います。

1枚おめくりいただきまして、説明事項ですけれども、全部で3点ございます。一つが検討の経緯、そして現在の準備状況、そして今後の予定ということでございます。

さらに1枚おめくりいただきまして、検討の経緯ですけれども、核物質防護に係る新検査制度の検討につきましても、基本的にはアメリカの取組を参考にして検討を進めてまいりました。その下に、米国NRCの訪問調査がございますけれども、アメリカにおいては、核セキュリティに関するガイドのほとんどが非公開でございましたので、折に触れて、情報収集のための調査を実施してきております。一つが2017年10月の調査ですけれども、ここで限定的に情報収集を行いました。2018年10月に、アメリカのほうでベースラインのセキュリティSDPガイド、これが公開になりましたので、それを踏まえまして、2019年の6月に、現地へ赴きまして、その考え方などについて調査を行っております。ここで得られた情報を踏まえまして、重要度評価のプロセス等についての検討を進めてまいりました。それを踏まえて、事業者との意見交換を非公開で行っておりまして、面談等で3回程度行っております。2019年3月、そして8月、9月ということで行ってきたところであります。

続きまして、次のページですけれども、2.現在の準備状況（1）でございます。

検査の回数、日数ですけれども、これにつきましては毎年、現在の核物質防護検査、これは年に1回行うことになっておりますけれども、毎年、防護措置の内容に応じて数日間かけて、数回程度開催をしていきたいと思っております。

続きまして、2. Performance Indicatorの検討ですけれども、安全実績指標（PI）は、ア

メリカNRCのセキュリティPIと同じ、設置をされた監視装置の使用不能時間割合、これについて着目をして行っていきたいと考えてございます。これにつきましては、本日、改めて明日からパブコメにはかることとなります、規制検査等の実施要領の表4のほうにも規定をしている項目となります。対象となりますのは、立入制限区域ですとか、周辺防護区域に監視装置を有する事業所ということとなります。報告する時期は、四半期ごとを考えております。評価する期間は、過去4四半期、すなわち1年間の使用不能時間割合を評価していくということを考えてございます。

次のページをおめくりいただきまして、2.現在の準備状況(2)でございます。

3.検査ガイド等の作成でありますけれども、まず、検査ガイドの試運用版につきましては、NRCの検査ガイド(IP71130シリーズ)、こちらの検査ガイドですけれども、これを参考にし既に作成をしているところであります。ただ、これについては、アメリカに倣って非公開の扱いとさせていただきたいと考えてございます。あと、核物質防護のSDPガイドですけれども、こちらはNRCのベースラインセキュリティSDPガイド、これを参考にしまして、防護措置の内容に応じて3つ試運用版を作成しております。すなわち発電炉・再処理・貯蔵・加工(区分Ⅰ)施設用のものが一つ、試験研究炉・使用施設用が二つ目、あと区分Ⅲの施設用と、三つございます。これにつきましては、本日、資料として御用意しております資料3-2が、それに当たります。詳細な説明は省略をさせていただきますけれども、こちらを御参照いただければと考えてございます。

4.試運用の実施でございます。フェーズAとしまして、2019年の、今年の6月～9月にかけて柏崎刈羽原子力発電所と、あと大飯発電所におきまして、検査ガイド、スクリーニングガイド、SDPガイドの試運用版を用いて実施をまいりました。

続きまして、次のページ、今後の予定でございます。フェーズBといたしまして、今年の10月から、全施設におきまして試運用を実施することとしております。この結果を踏まえて、検査ガイド等を修正してまいります。あと、事業者連絡会も適宜開催してまいりまして、検査ガイド等の修正について意見交換を行うとともに、事業者の準備状況を把握してまいりたいと。こういうふうと考えてございます。

以上でございます。

○金子長官官房審議官 ありがとうございます。

資料2-2は、今の意見交換の内容で出されたものということで、特に御説明は必要ないですかね。

じゃあ、今の状況を踏まえまして、ちょっと核物質防護の件なので、あまり細かな詳細にわたる内容ではございませんけれども、何かお気づきの点とか、あるいは今日お示しをさせていただいている資料3-2の重要度評価プロセスに関するガイドの事業者意見、先ほど資料2-2にもついておりますけれども、もし、お気づきの点とか確認したい点とかというようなのがありましたら、頂戴できればと思います。

お願いいたします。

○小井日本原子力研究開発機構安全・核セキュリティ統括部次長 原子力機構の小井と申します。

ちょっと文章の建付に関して二、三、ちょっと確認させてください。

まず、ページでいきますと、5ページのところで、検査ガイドについては非公開でということなんですけど、これは事業者への開示とか、実際に試運用をやっているときに、こういうので見えていますとかというような意見交換はさせていただけるのか、全くそれは検査官だけが持っていて、我々は、それはわからないという状況になるのでしょうか。

○黒木国際核セキュリティ専門官 核セキュリティ部門の黒木でございます。

事業者の中の要はセキュリティを担当している方との間では、意見交換をしたいと思っております。基本的には、現在、非公開としております審査基準の内容に書かれておりますので、それについては、事業者さんにもセキュリティ部門のほうには公開していますので、その間では議論はできると思っています。

○小井日本原子力研究開発機構安全・核セキュリティ統括部次長 わかりました。

2点目でございますが、ここの4.のところに書かれているスクリーニングガイドという表現があるんですけど、これ、安全関係のほうは、もともと案が出ていて、そこにくっつけるだけかな、領域に関する事項を足すだけでいけるのかなと思っているんですけど、これはまた別個つくられるということなのか、もともとあるやつにPP関係を足すというような、そういう関係になるのでしょうか。

○黒木国際核セキュリティ専門官 核セキュリティ部門の黒木でございますが、当初は分けることも考えたんですが、現状は、安全のほうにつける、事例をちょっとつけるということで今考えております。

○小井日本原子力研究開発機構安全・核セキュリティ統括部次長 ありがとうございます。

もう一つは、今回提示をいただいている資料で、SDPの評価のやつがあるんですけど、こちらも、もともと安全のほうにあるやつに附属書を足すだけでいけるかなと思っていたんですけど、これも分けるという考え方なのでしょうか。

○黒木国際核セキュリティ専門官 現状では、分ける方向で今考えております。

○小井日本原子力研究開発機構安全・核セキュリティ統括部次長 ありがとうございます。

最後なんですけど、先ほどのちょっと議論の中で、フェーズ3の議論があったかと思うんですけど、その中で、総合評定の話であるとか、異議申立の話とか、いろいろあるんですけど、その議論の中には、この内容、核物質防護に関する内容も入るのか、それは切り離れた形でやる予定になっているのでしょうか。

○黒木国際核セキュリティ専門官 核セキュリティ部門の黒木でございます。

そこについては、まだ安全サイドのほうと調整はしておりませんが、一応、安全サイドのほう希望するのであれば、事例的なもので色を出してみても、それでちょっと対応してみようというのは、やってみてもいいかなとは思っております。

○小井日本原子力研究開発機構安全・核セキュリティ統括部次長 ありがとうございます

た。

○金子長官官房審議官 ほかにございますでしょうか。

はい、どうぞ。

○宮道原子力エネルギー協議会副長 ATENAの宮道です。

後で出てくる資料3-2の核物質防護のSDPに対する意見を資料2にまとめておりますので、簡単に説明させてもらってもよろしいでしょうか。

○金子長官官房審議官 はい。

○宮道原子力エネルギー協議会副長 じゃあ、資料2-2をお願いします。核物質防護、SDPに対する意見になります。

1.ですけれども、附属書4の管理されていない開口部に対する意見になっております。3ページ目の右側に今回提示いただいたフローを、左側には米国のフローを載せていますので、3ページ目を御覧ください。

【意見1】ですが、米国のSDPでは、意見1と赤枠で囲んでいますが、管理されていない開口部から検知されることなくVAに立ち入ることができ、全ターゲットセットに到達するまでに物理的障壁や侵入検知システムが全くない状態が確認された場合は「黄色」となっています。検知されることなく、全ターゲットセットに到達できる状態にはあったものの、不法行為企図者がその状態に気づき、ターゲットセットの破壊が完了しないと炉心損傷や使用済燃料の露出が発生しないので、「黄色」が妥当と判断されたものと認識しています。一方、今回提示いただいたSDPでは、管理されていない開口部から検知されることなく防護区域に立ち入ることができ、防護対象設備に到達するまでに物理的な障壁や侵入検知システムが全くない場合は、米国より一段高い「赤」となっていますが、防護対象設備に到達できたとしても、直ちに炉心損傷や使用済燃料の露出が発生するものではないので、米国と同様、「黄色」にすべきと考えております。

続いて【意見2】ですが、米国のSDPでは、complete target setと記載されており、炉心損傷や使用済燃料の露出を発生するために破壊が必要な一連の機器全てとなっています。一方、今回提示いただいたSDPでは、防護対象設備となっており、単一の防護対象設備なのか一連の機器全てなのか不明確になっています。ですので、米国と同様、一連の機器全てであることがわかるように見直すべきと考えています。

2ページ目からは、附属書2の核物質防護情報の管理に対する意見になります。こちらも4ページに今回提示いただいたSDPを載せておりますので、4ページをお願いします。

米国のSDPでは、意見3と赤枠で囲んでおり、Safeguards Informationを紛失した場合、最大で「白」の評価となります。先ほどの管理されていない開口部によって、不法行為企図者が全く検知されることなく、ターゲットセットに到達できる状態を「黄色」とされていることを考えると、Safeguards Informationを紛失した場合は、それよりも重要度は低いと考えられるので、「白」が設定されたものと認識しています。一方、今回提示いただいたSDPでは、4ページの右側のとおり、DBTを紛失した場合、「赤」と評価されるこ

とになっており、附属書1では区分Ⅰの特定核燃料物質、例えばプルトニウムが所在不明になった場合は「赤」となりますが、その場合と重要度は同じとなっています。DBTは極秘文書に指定されており、事業者としては受領後厳格な管理を実施しますが、DBTはPPシステムを設計する上での基礎となる脅威の前提条件が記載されたものであり、DBTを紛失したとしても、防護対策の情報が漏えいしたものではないので、防護措置が喪失するわけではありません。また、仮に不法行為企図者にDBTが渡ったとしても、防護措置に係る記載はないので、妨害破壊行為に直接役立つものでもありません。したがって、区分Ⅰの特定核燃料物質が所在不明になった場合とDBTを紛失した場合の影響度が同じとは考えにくいので、フローを見直すべきと考えています。重要度を見直すに当たっては、管理されていない開口部によって、全く検知されることなく、ターゲットセットに到達できる状態よりも明らかに影響の程度は小さいと考えられるので、最大でも「白」にすべきと考えております。

最後、【意見4】になりますが、米国では、「どこで」、「どの程度」、「どのような状態」で紛失したかといったことが考慮されるフローになっておりますが、今回提示したSDPでは、そのようなことは考慮されていないフローになっております。これについても、米国と同様、影響の程度に応じて重要度を決定するフローに見直すべきと考えております。

説明は以上です。

○金子長官官房審議官 ありがとうございます。

今の段階で、何か事務局側から。

○奥管理官補佐 御説明ありがとうございます。

SDPガイドの考え方につきましては、防護情報への該当が懸念される内容にも触れ得る話にもなりますので、いただきました御意見は一応承らせていただきまして、別途、調整させていただければと思います。

○金子長官官房審議官 では、また事業者連絡会とか、そういう場で、より具体的な想定であるとかということをちょっと共有しながら、議論をしていただくということだと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

そういうことで、宮道さん、大丈夫でしょうかね。

○宮道原子力エネルギー協議会副長 はい。よろしくお願いいたします。

○金子長官官房審議官 ありがとうございます。

ほかにお気づきの点なり、ございますでしょうか。よろしいですか。

核物質防護については、また引き続き、規制当局と事業者側でいろいろな情報共有する場を設定しながら進めていければと思いますし、また試運用のところでも、現場レベルでもいろいろ意見交換させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

今日用意をしている、御議論をいただく議題は以上でございますけれども、いつものように、資料3-1で検査ガイド試運用版ということで、これは第3フェーズで使うバージョンということでお示しをさせていただいております。最初のところ、開いていただくと一覧表が入っておりまして、黄色のハッチングで表の中に、日付が10月2日になっているものが

今回修正をして提示をさせていただいた部分ということですので、この一覧のものをフェーズ3では活用していくということかと思えます。

それから、また途中で、もしかすると改訂がなされるかもしれませんが、それはそれで、またそのときに共有をさせていただければと思います。

伊藤さんから、何か補足ございますか。

○伊藤課長補佐 誤記訂正を、すみません。

一番上に使用前事業者検査が抜けておりまして、今、私、気づきました。使用前事業者検査、なくなったわけではございません。一番上に、エクセルマジックかと思うんですけども、本当はありますので、すみません。

今回、改訂はしていません。はい。以前のままで。

○金子長官官房審議官 リスト及び資料の中に載っていないということですね。

○伊藤課長補佐 そうです。大変申し訳ないです。

○金子長官官房審議官 BM0010は存在をするというので。

○伊藤課長補佐 はい。

○金子長官官房審議官 ほかにいいですか。

何か事業者側のほうから、お気づきの点とか、確認すべきこととか、もしあれば。

またフェーズ3の中で御確認をいただきながら、必要なことがあれば、御指摘をいただければというふうに思います。

大体、確認をいただくべき事項、議論をすべき事項は以上でございますけれども、それ以外に、今日の議題に関連する事項、しない事項を含めて、せつかくの機会ですので、何か、もしあればコメントいただければと思いますけど。

○杉山近畿大学原子力研究所原子炉主任技術者代行者 近畿大学の杉山です。

ちょっと核セキュリティについて、一度確認させていただきたいんですけども、個人の勉強会というのは、12月と2月ということではよろしかったのでしょうか。いわゆる個別の勉強会というのが開催されるというように聞いているんですけども、それは12月と2月ということで、変わらないのでしょうか。

○黒木国際核セキュリティ専門官 核セキュリティ部門の黒木でございますけど、12月と2月の個別の勉強会というのは、ちょっと私承知していないんですけど、うちの担当のほうから何か別途御連絡あったのでしょうか。

○杉山近畿大学原子力研究所原子炉主任技術者代行者 近大の杉山です。

以前出席しました事業者連絡会のほうで伺いまして、そのときに、例えばPIであったり、こちらのほうからわからないよということがあれば、核セキュリティ部門に呼ばれまして、そちらのほうで議論させていただくという時間があると聞いているんですけども、それがちょっと12月と2月であるかということだけ、どうしてもスケジュール感があって、すみません、確認させていただきたいんですが。

○黒木国際核セキュリティ専門官 核セキュリティ部門の黒木でございますけど、



具体的に日時を決めているわけではなくて、適宜、そういう御要望があれば、承って対応いたします。ということです。

○杉山近畿大学原子力研究所原子炉主任技術者代行者 承知しました。

ありがとうございます。

○金子長官官房審議官 ありがとうございます。

ほかはよろしいでしょうか。

特にないようであれば、第29回検査制度の見直しに関するワーキンググループ、本日の議論を終了したいと思います。御協力ありがとうございました。

日程、どうぞ。ごめんなさい。

○伊藤課長補佐 検査監督総括課の伊藤です。

今回は、まだ明確な日にちは決まっていませんけども、10月下旬から11月上旬辺りで次のワーキングを開催したいと思います。

中身は、今日の中にもちょっとありましたとおり、公衆参加のあり方と、あと制度の継続的な改善の二つを中心に議論していきたいというふうに思います。

その後、11月26日に、検討チームのほう、関村先生ですとか、先生方が出るチームのほうですけども、そちらのほうで、それをまた提示して、いろいろと議論していきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

あとは、またほかにも何か提示できるものがあれば、今回、ガイド等も提示しておりますけども、適時、皆様にお見せしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

○金子長官官房審議官 伊藤さんの大切な役割を、すみません、無視してしまって失礼いたしました。

特に御質問がなければ、以上で終了させていただきます。

ありがとうございました。